

韓国司法が語る1965年体制の「ほころび」

木村, 貴
福岡女子大学 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/7432737>

出版情報 : 韓国研究センター年報. 25, pp.47-54, 2025-03-21. 九州大学韓国研究センター
バージョン :
権利関係 :



韓国司法が語る1965年体制の「ほころび」¹⁾

木 村 貴*

1 はじめに

2019年以降、日韓関係は「過去最悪」と呼ばれるような状況に陥った。2019年7月には、半導体3品目の輸出管理強化を日本が実施しそれに対して韓国が猛反発した結果、外交・経済・安保などに多大なる影響を及ぼした。韓国では「日本製品不買運動」「ボイコットジャパン運動」が長期化し、民間レベルにまで根深い対立を招いた。

なぜ、このような状況になったのであろうか。それは、2018年10月に韓国大法院²⁾が下したある訴訟の判決が引き金であった。大法院は、10月30日、日本企業を相手に元徴用工らが求めた損害賠償訴訟において、原告らの勝訴を確定させ一人当たり1億ウォンの慰謝料を支払うように命じた。この決定に対して被告日本企業また日本政府は1965年の日韓基本条約・請求権協定に反するとして慰謝料の支払いを履行しなかった。さらには、報復と言わんばかりに、上記の2019年7月の半導体3品目輸出管理強化を実施するに至ったのである。

徴用工判決のみならず、2021年1月には日本国を相手に元慰安婦らが訴えた裁判において、ソウル中央地方裁判所が原告一人当たり1億ウォンの賠償を日本政府に命じた。日本政府は、本訴訟に対して一貫して国際法上の国家免除の原則を理由に対応を

とっておらず、控訴することもなく、地方裁判所の決定が確定している。

このような韓国司法府の決定を発端とする日韓関係の悪化に対して、日本政府は一貫して韓国政府に事態の収拾を求めた。それに対して、両判決決定時の文在寅政権は、三権分立の原則にもとづき、司法の判断を尊重する立場を取り、特に対応を取ることはなかった。しかし、2022年に発足した尹錫悦政権が徴用工裁判原告への賠償を第三者弁済により解決すると宣言して以降、文在寅政権下で悪化した日韓関係は好転し始めた。この第三者弁済による「政治的解決」については、一部の原告らは受け取り自体を拒否しており、解決には至っていない。そして、この第三者弁済と関連して司法府は、原告らの合意のない一方的な支払いである供託金制度の活用について否定的な判断を下している。つまり、原告らの合意のない政治的な解決方法に対して司法府がNOを突きつけているのであり、これは2018年の大法院判決の中でも見られる見解である。

このように、1965年に締結された日韓基本条約・請求権協定という政治的合意により解決したとされてきた徴用工問題や2015年の日韓外相間の政治的合意によって解決を試みた慰安婦問題などに対して、司法府が「異議申立て」を行なったのが上記の一連の司法の決定であり、この一連の判決文の中に「ポスト1965年体制」の輪郭を描くヒントがあるのではなかろうかというのが筆者の問題意識である。

* 福岡女子大学 教授

1) 本稿は、九州大学韓国研究センターの研究事業「『世界史』の中の韓国：その構造変動に関する総合的研究」の一つ「『ポスト1965年体制』研究」の共同研究会（2024年5月18日）における研究報告をもとに作成しており、中間報告である。

2) 日本の最高裁判所に該当。

2 「1965年体制」に対する司法の 「異議申立て」

(1) 2018年大法院判決³⁾の意義

2018年10月30日、大法院は、新日鉄住金株式会社を被告として提起された訴訟において、原告4人に対し1人当たり1億ウォンを支払うよう命じた。本訴訟は、2012年5月24日に大法院がソウル高等裁判所へ差し戻し翌年7月10日にソウル高裁が判決を下してから約5年後にようやく大法院が確定させたものであった。これまで、徴用工問題に関しては、1965年に締結された日韓請求権協定第2条1項にて「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、（中略）完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」として、徴用工問題に関する請求権もここに含まれると考えられてきた。

しかし、大法院は、原告らが求めている「慰謝料」はここに含まれないと判断した。判決は、本件で原告らが求めているのは「未払い賃金や補償金を請求しているのではなく」、「日本政府の韓半島に対する不法的な植民支配及び侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料」であるため、日韓請求権協定第2条1項で「完全かつ最終的に解決」した請求権には含まれないとし、「請求権協定は日本の不法な植民支配に対する賠償を請求するための協定ではなく」、両国間の「財政的・民事的な債権・債務関係を政治的合意によって解決するためのもの」であったと評価した。さらに、「請求権協定の一方の当事者である日本政府が不法行為の存在及びそれに対する賠償責任の存在を否認する状況で、被害者側である大韓民国政府が自ら強制動員慰謝料請求権までも含む内容で請求権協定を締結したとは考えられない」として、本件訴訟の慰謝料請求権が請求権協定の適用対象に含まれているという被告の主張を認めなかった。

(2) 下級審から大法院判決への「異議」

大法院判決から約2年半後の2021年6月7日、ソウル中央地方裁判所は、元徴用工からの同様の訴えを却下した⁴⁾。却下の理由は、以下のとおりである。

まず、大法院が請求内容を請求権協定の対象ではないとした点については、「日韓請求権協定と関連合意文書などの文献、請求権協定の締結経緯や締結当時推断される当事者の意思、請求権協定の締結による後続措置などを考慮すると、本件被害者の損害賠償請求権は請求権協定の適用対象に該当する」として、正反対の判断を下した。さらに、判決は、「請求権協定第2条は大韓民国国民と日本国民の相手国及びその国民に対する請求権まで対象としていることが明らかであるので、請求権協定を国民個人の請求権とは関係なく、両締約国が互いに対する外交的保護権だけを放棄する内容の条約であると解釈しがたく、本条項で規定している『完全かつ最終的な解決』や『いかなる主張も行えないとする』という文言の意味は、個人請求権の完全な消滅までではなくとも『大韓民国国民が日本や日本国民を相手に訴えることによって権利を行使することは除外する』という意味と解釈するのが妥当である」として、請求権協定によって完全に、そして最終的に解決したものと評価した。

次に、「ウィーン条約第27条によると、植民地支配の不法性を認める国内法的事情のみで、植民支配の適法または不法に関して相互合意に至らないまま一括して本件被害者らの請求権などに関して補償または賠償すると合意に至った『条約』に該当する請求権協定の『不履行』を正当化することはできず、大韓民国は依然として国際法的には請求権協定に拘束される」とし、「本件請求を認容することはウィーン条約第27条と禁反言の原則など国際法に違反する結果をもたらす恐れがあり」、「植民支配と徴用の違法性は遺憾ながらいずれも国内法的な法解釈だ。日本を含めどの国も植民支配の違法性を認めておらず、国際法的にも認められたという資料」はなく、「日帝の植民支配が違法なのかどうかは司法ではな

3) 「2013다61381」(大法院2018年10月30日)

4) 「2015가합13718」(ソウル中央地方裁判所2021年6月7日)

く政治的機関がすべきことで、司法自制の原理が適用される領域」であるとまで踏み込んだ。

また、本請求が認められ判決が執行された場合について、「ウィーン条約第27条により、国内的事情及び国内の解釈にも関わらず条約の効力は維持され、このような場合の強制執行は確定判決が実体的真実に反し、禁反言の原則など信義則に違反することになるので、判決の執行自体が権利濫用に該当し、請求異議の提訴及び暫定処分の対象となる可能性を排除することができ」ず、「原告らの請求を認容する本案判決が宣告され確定し強制執行まで終える場合、国際的に招く恐れのある逆効果などまで考慮すると、強制執行は国家の安全保障と秩序維持という憲法上の大原則を侵害するもので、権利濫用に該当し許されず、結局本件被害者らの請求権は訴訟によって権利を行使することができない権利に該当する」として、請求容認による安全保障上の影響にまで言及した。

さらには、「本件被害者らの損害賠償請求権は、憲法上の国家安全保障、秩序維持及び公共福利のため、国内法的には法律の地位にある条約に該当する請求権協定によってその訴権が制限される結果となり、「自由民主主義という憲法的価値を共有する日本との関係が毀損されると、同盟国である米国との関係まで損ないかね」ないとして、日本との関係のみならず、米国との関係にまで言及するという異例な判決内容となっている。

このような異例の判断まで行ったキム・ヤンホ（김양호）裁判長に対して翌日8日、キム裁判長の弾劾を求める国民請願が以下のような内容で開始され、7月1日の時点で34万6,750人が賛同した。

キム判事が却下判決を下した理由をみると、彼が大韓民国の国民であるのか疑問を持つほど、反国家的、反歴史的な内容で点綴されています。

まず、キム判事は、韓日協定によって個人請求権が消滅したという立場を法理によって引き出しているが、これは日本自民党政権で過去事賠償責任を負わないために掲げた弁明にすぎません。韓日協定当時否定されたのは「国家対国家の賠償権」であって、個人が日本政府、日本

企業を対象に請求する「個人請求権」は否定されていませんでした。1991年日本外務省報告書でも、韓国人の個人請求権は有効であることが認められ、2007年日本最高裁判所も個人請求権の履行が正当であると判示したことがあります。キム判事が根拠として提示した請求権消滅論は日本極右の立場をそのまま反映させた反民族的判決に違いありません。

国際社会が日帝植民支配を不法と見ていないと言及した部分は、臨時政府法統を継承している大韓民国の憲法に正面から挑む反国家的、反憲法的行為でもあります。大韓民国政府は1986年、大韓帝国期にヨーロッパと締結した条約が有効であることを明らかにし、大韓帝国と大韓民国間の国家的同一性を認めています。これは、日本植民支配を遡及的無効とみなし、韓国の国家性を認めることによっています。キム判事の判決は、このような大韓民国政府の公式の立場を否定するものです。さらに、国際法は国内法に優先しないにも関わらず、強制性のない国際法的解釈を導き国内裁判に利用したことは法理的妥当性が全くないものであります。

さらに、キム判事は判決を下すと同時に「韓日関係が悪化すれば米国との関係も悪くなる妥当」と述べ、自身の判決が判事としての良心と国内法学会の先例、法条文を根拠としたものではなく個人の政治的動機によるものであることを明らかにしています。これは三権分立に反するものであり、良心にもとづく裁判権の独立を規定する憲法にも違背するものです。

自らを売国奴かつ政治判事と規定したキム判事を座視するならば、今後第2、第3のキムが現れ、非選出権力による売国的軽挙妄動が蔓延することになります。国憲を遵守し、司法府を正し、民族的良心を回復するためにも、キム判事を即刻弾劾措置とすべきです⁵⁾

また、2021年8月と9月には、ソウル中央地裁が

5) <https://www1.president.go.kr/petitions/598967> (2021年7月1日閲覧)

「消滅時効完成」を理由に原告らの訴えを棄却した。判決文では、「大法院が2012年5月24日付大法院判決で判示した請求権協定の適用対象に関する法理は、破棄差し戻し審及び再上告審にて差し戻し判決の拘束力によりそのまま維持される他ないと言えるため、原告の客観的権利行使障害事由は2018年10月30日付大法院判決ではなく、2012年5月24日付大法院判決でもってすでに解消したとみるのが相当である」⁶⁾として、時効の起算点を2018年10月30日ではなく、2012年5月24日とした。

以上のように、2018年大法院判決では認容された原告らの慰謝料請求権が、それぞれ根拠とする理由は異なるが、下級審において認められない判決が続いた。もちろん、上級審である大法院の決定が司法府の判断であると見ることが妥当ではあるが、司法内部での徴用工問題に対する判断のズレが表面化することになった。

(3) 第三者弁済による「解決」をめぐる葛藤

上記大法院判決の決定が強制執行されようとするなか、2023年3月韓国政府は、日帝強制動員被害者支援財団による「第三者弁済案」を発表した。この第三者弁済案とは、財団を窓口として韓国企業からの寄付を募り、それを原資に原告側への賠償金支払いを日本企業に代わり行うというものである。当初15名の対象者のうち、11名の被害者・遺族がこれを受け取り、4名の被害者・遺族が受取を拒否していたが、2024年10月さらにもう1名の原告がこれを受け取り⁷⁾、2025年1月現在12名の被害者・遺族が財団から受け取っている状況である。財団側は、この受け取りを拒否している原告らに対して、彼らが日本企業から受け取るべき金額を供託制度を利用することによって「解決」を図ろうとした。供託制度とは、債務者が弁済をしようとしても債権者が何らかの理由で受け取らない場合、供託所に金銭などを提出してその管理を委ね、最終的には供託所が債権者にその財産を取得させることによって、法律上の目

的を達成しようとする制度である。しかし、供託官が財団からの供託金の受理を拒否したため、財団は法務部を提訴することになった。その結果、光州地方裁判所をはじめ複数の裁判所は財団の訴えを認めず、この3名に関しては現在も「未解決」の状態のままである。その理由について光州地方裁判所は、「慰謝料は、精神的損害という非財産的損害に対する賠償金であり、精神的損害の補填的性格のみならず、加害者に対する制裁的機能や金銭的な満足以外に被害者が個人的に負った人格的侮辱など不法かつ不当な仕打ちに対して被害者を心理的・感情的に満足させる機能もあり」、「加害企業が不法行為の事実自体を否認し、被害者に対する損害賠償債務を認めていない状況において、申請人（筆者注：財団）が第三者弁済を通じて本件判決金を弁済した後に加害企業に求償権行使を行わないならば、加害企業に免罪符を与えることになる結果をもたらし、債権者としては精神的損害に対する債権の満足を得ることが難しい」という点を挙げている⁸⁾。

3 2015年慰安婦合意に対する司法の「異議申立て」

(1) 「日韓合意」と憲法裁判所の判断

2015年12月28日、日本の岸田文雄外務大臣と韓国の尹炳世外交部長官は日韓外相会談を行い慰安婦問題に関して以下のように合意した。

「2015年日韓合意」（日本側発表）

ア 慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。

安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを表明する。

6) 「2017가단5042169」（ソウル中央地方裁判所2021年8月11日）

7) https://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/1165051.html（2025年1月31日閲覧）

8) 「2023미단5」（光州地方裁判所2023年8月16日）

イ 日本政府は、これまでも本問題に真摯に取り組んできたところ、その経験に立って、今般、日本政府の予算により、全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒やす措置を講じる。具体的には、韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととする。

ウ 日本政府は上記を表明するとともに、上記(イ)の措置を着実に実施するとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。

あわせて、日本政府は、韓国政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

しかし、本合意については、韓国側で当事者たちに事前に相談がなかったなどとして、批判的な世論が形成され、ついには憲法裁判所に違憲確認訴訟が提起されることにもなった。これに対して憲法裁判所は、2019年12月27日却下の決定を下した⁹⁾。判決文によると、「慰安婦合意はいかなる法的効果もなく、被害者の損害賠償請求権にも影響を及ぼさない」ものであり、「該当の合意は韓日両国間で激しい葛藤がある問題であり、国民の基本権に関連した慰安婦被害者の被害回復に関する問題を扱いながらも国会の同意や憲法上の条約締結手続きを守らなかった」。また、「合意で総理大臣が被害者に対する謝罪と反省を表示する部分も、被害者の権利救済を目的とするのかどうか表れて」おらず、「国家責任が示されず、日本軍関与の強制・不法性も明示されず、謝罪の表示は被害回復のための法的措置ではない」ため、憲法裁判所で判断するまでもないということであった。

(2) 1次訴訟(2021年1月8日ソウル中央地裁判決)

2021年1月8日には、ソウル中央地裁が日本政府相手に元慰安婦らが求めた訴訟において、原告一人当たり1億ウォンの賠償を命じる勝訴判決を下した¹⁰⁾。本訴訟に対して日本政府は、主権国家には他国の裁判権が及ばないという国際法上の国家免除(主権免除)が適用されるとして訴訟に一切関与しなかった。そのため、本判決に対して控訴することなく上記判決が確定しており、原告らに対する支払い義務を負っている状況である。

本判決で注目すべき点は、国際法上の原則である国家免除の原則を適用しなかった点である。判決では、2004年3月11日イタリア最高裁判所の「フェリーニ対ドイツ連邦共和国」の事例を挙げている。このケースは反人道的行為を強行規範に反する重大な人道的行為と規定してドイツの国家免除を認めなかったが、2012年2月3日、国際司法裁判所(ICJ)はドイツの国家免除の主張を認め、さらに2014年10月22日、イタリア憲法裁判所が「国家免除の国際慣習法はイタリアの憲法秩序の基本的価値を侵害する」として、国家免除をめぐって二転三転したケースである。このように国際社会でも議論の分かれる国家免除の原則であるが、裁判所は以下のように説明して、本件での日本の国家免除を認めなかった。

まず、裁判を受ける権利は、韓国憲法第27条第1項、「世界人権宣言」第8条でも保障されており、「基本権の保障のための実効的な権利である裁判を受ける権利を制限することには極めて慎重であるべき」であり、基本的人権としての裁判を受ける権利の重要性を強調した。その上で、「国家免除理論は、恒久的で固定的な価値ではない。国際秩序の変動に従い修正され続けており」、欧州条約などの国際条約のみならず、各国の国内法でも国家免除を認めない傾向があり、「このような変遷は、国際法体系が個人の権利を保護する方向に移行したことを反映したもの」であると指摘した。最終的には、「国家免除理論は、主権国家を尊重し、むやみに他国の裁判権

9) 「2016헌마253」(憲法裁判所2019年12月27日)

10) 「2016가합505092」(ソウル中央地方裁判所2021年1月8日)

に服さないようにするという意味を有するのであって、絶対規範（国際強行規範）に違反し、他国の個人に対して大きな損害を与えた国家が国家免除理論の陰に隠れて賠償と補償を回避できる機会を与えるために形成されたものではないから、このような場合、国家免除に関する国際慣習法の解釈には例外が許容されるべきであると判断するのが相当である」とまとめた。結論としては、本件は、「当時日本帝国により計画的、組織的に広範囲に行われた反人道的犯罪行為であって国際強行規範に違反するものであり、当時日本帝国により不法占領中であつた朝鮮半島内において我が国民である原告らに対して行われたものであって、この行為が国家の主権行為であつたとしても国家免除を適用することはできず、例外的に大韓民国の裁判所に被告に対する裁判権があるというのが妥当」であるという判断であつた。

この判決に対して日本政府が控訴しなかったため地裁の決定が確定したのは上述したとおりであるが、1月23日本判決に対する日本政府の立場を外務大臣の談話を通して以下のように明らかにした。

1 元慰安婦等が日本国政府に対して提起した訴訟において、本年1月8日、ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払等を命じる判決を出し、本23日、同判決が確定しました。

2 国際法上、国家は主権を有し、互いに対等な存在であることから、原則として、外国の裁判権に服することはありません。日本としては、この国際法上の主権免除の原則から、日本国政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきました。今般、ソウル中央地方裁判所が、主権免除の原則の適用を否定する判決を出したことは、国際司法裁判所判決でも示されている国際法に明らかに反するものです。

3 慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定

で「完全かつ最終的に解決」されており、いかなる主張もすることはできない（第2条）ことを定めており、この協定は、これまでの日韓関係の基礎となってきました。

4 また、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されています。日本国政府は、この合意の下で約束した措置を全て実施してきています。大韓民国政府もこの合意が両国政府の公式合意と認めているものであり、国際社会が韓国による合意の実施を注視している状況です。

5 この判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできません。

6 日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めます¹¹⁾。

このような日本政府の批判に対して、即座に韓国政府は以下のように立場を表明した。

1. 2021年1月23日確定した日本軍慰安婦被害者提起損害賠償訴訟判決に関連して、日本政府が外務大臣名義の談話を当日発表しました。

2. 今回の訴訟判決と日本側談話に対する韓国政府の立場は以下の通りです。

- ・韓国政府は、2015年慰安婦合意が韓日両国政府間の公式合意であることを認める。同時に、被害当事者らの意思が反映されない政府間の合意のみで、真の問題解決とはならないという立場を示してきた。
- ・これにより、韓国政府は日本に対して、政府レベルではいかなる追加的な請求も行わない方針であるが、被害当事者らの問題提起を防

11) 「元慰安婦等による大韓民国ソウル中央地方裁判所における訴訟に係る判決確定について（外務大臣談話）」https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page6_000519.html (2025年1月31日閲覧)

ぐ権利や権限を持ってはいない。

- ・韓国政府は、慰安婦被害者らと相談して円満な解決のために最後まで努力するが、日本側も自ら表明した責任痛感と謝罪・反省の精神にもとづき、被害者らの名誉・尊厳回復と心の傷の治癒のための誠意ある努力を示すべきである。
- ・合わせて、日本政府は、日本軍慰安婦被害者問題が世界で類例のない戦時女性人権蹂躪であり普遍的な人権侵害の問題であるとして、国際人権規範をはじめとする国際法に違反したものであることを直視するべきである。
- ・韓国政府は、同判決が外交関係に及ぼす影響を綿密に検討し、韓日両国間の建設的かつ未来志向的な協力が続くよう諸般努力する¹²⁾。

以上のように、韓国司法の決定により慰安婦問題をめぐる日韓両政府間の意見の不一致が浮き彫りになったが、さらに、韓国司法府内部での不一致も表面化することになった。2021年3月29日、1次訴訟判決で決定された訴訟費用の被告日本政府側負担分についての差押を求めた原告らの訴えに対してソウル中央地方裁判所は、「被告から差押えることのできる訴訟費用は存在しない」ことを確認した¹³⁾。その理由は、差し押さえは「現代文明国家間に、国家的威信と関連して韓国司法府の信頼を低下させるなど重大な結果をもたらす、憲法上の国家安全保障、秩序維持、公共福祉とも衝突する結果に至ることになる」ので、訴訟費用のうち被告から差押えることのできる訴訟費用は存在しないというものであった。特に、ウィーン条約第27条¹⁴⁾違反について「大韓民国と日本国間にこれまで締結されたいわゆる韓日請求権協定、慰安婦合意など各種条約と合意、各国当局が本件と関連してとった言動（特に、両当事国が最近（筆者注：2021年1月23日の談話）にも慰安

婦合意の有効性を確認した点、相当数の被害者がその基金から金員を受け取った点、残額が日本国に返還されていない点）などに加えて、上記のような法理及び国際法上の禁反言（estoppel）、すなわち以前の言動と矛盾する行為を行うことができないという原則についても考慮すると、本件差押え決定を認めることは、ウィーン条約第27条などの国際法に違反する結果をもたらす恐れがある」として、国際法上の違反を指摘している。このウィーン条約27条違反に関しては2021年6月7日の徴用工判決（ソウル中央地裁）でも同様の指摘がなされていたが、本件の裁判長は徴用工判決と関連して国民請願の対象となったキム・ヤンホ裁判長であった¹⁵⁾。

（3）2次訴訟

原告が勝訴した1次訴訟3ヶ月後の2021年4月21日、ソウル中央地裁は国家免除を認め、元慰安婦らの訴えを却下した¹⁶⁾。裁判所は、国家免除について「ある国家の主権行為が強行規範に違反したとしても、その行為は違法な主権行為になるだけであり、主権行為でなくなるわけではな」く、「国際慣習法の国家免除原則に基づき日本政府は訴訟の対象にならない」として国家免除の原則により日本政府を訴訟の対象外とした。

さらに、2015年の日韓合意について「被害者の苦痛に比べれば十分ではない」としつつも、「韓国政府は日本政府と慰安婦被害者問題の解決のために交渉を進め、2015年に合意に至り、該当の合意は依然として有効」という判断を示した。また、「慰安婦合意は文言上、被害者に対する謝罪と反省が込められて」いるとして、憲法裁判所とは異なる判断を下した。さらに、「韓国政府は生存被害者の年齢を考慮して早期に実質的な措置を準備しようとしたとみられ、今回の合意はそれ以前の外交努力に比べて相対的に進展した内容を含んで」おり、「交渉過程で元慰安婦または、被害者団体の意見を取りまとめる

12) https://lby.mofa.go.kr/www/brd/m_24815/view.do?seq=41&page=8&pitem=10（2025年1月31日閲覧）

13) 「2016가합505092」（ソウル中央地方裁判所2021年3月29日）

14) ウィーン条約第27条「当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない。（後略）」

15) キム・ヤンホ裁判長のみならず、パク・トゥソン（백두선）判事、キム・ミンジ（김민지）判事の名前も両判決文に明記されている。

16) 「2016가합580239」（ソウル中央地方裁判所2021年4月21日）

手順を踏」み、「合意が慰安婦被害者の意思に明確に反するとは断定できない」として、日韓合意に当事者らの意思が十分に反映されなかったという批判に対しても、韓国政府の外交努力として肯定的に評価した。そして、実際に「死亡した元慰安婦を含む240人のうち、41.3%に当たる99人に現金支援が行われた」点から、「合意当時に生存していた慰安婦のうち相当数が財団から現金を受領したと見るのが合理的」として、「原告を含む慰安婦被害者のための大まかな救済手段が用意されたことを否定することは困難」と結論づけた。

4 むすびにかえて

以上、徴用工判決と慰安婦判決について、判決文を中心に検討してみた。その結果、以下のことが明らかになった。まず、2018年の大法院判決をはじめとする日本企業、日本政府に対する一連の賠償命令判決は、日韓両国の行政・立法による「政治的合意」である日韓基本条約や請求権協定によって構築された「1965年体制」に対する司法の「異議申立て」であるという点だ。徴用工や慰安婦の被害者の人権救済よりも国家の利益を優先した政治的合意で作られたこの60年間の関係に対して、人権の最後の砦である司法府が判決を通して「抗議」したのである。と同時に、国家中心の国際法から人権重視の国際法へという国際社会の変化も反映したものと言える。つまり、1987年の民主化以降高まってきた人権意識が、60年前に作られた日韓間の合意の「ほころび」を指摘したのが、この裁判の意義と言えるのではなかろうか。そして、このほころびを取り繕おうとしたのが韓国政府による第三者弁済案であり、それは一部の被害者からの拒否のみならず、供託制度を利用して強引に進めようとした財団に対する司法の拒否という形で再度「異議」が申し立てられた。このことは、これまで日韓両政府によって管理されてきた日韓関係に、三権分立のもと政府によってコントロールすることができない韓国司法という新たなアクターが登場し、日韓関係を左右する存在になったということの意味するのではなかろうか。

このように日韓関係において存在感を増してきた韓国司法府であるが、一連の判決からも分かるように司法府内部も多様化してきた。民主化以前は「権力の侍女」と呼ばれていた司法府であるが、2000年代に入り多様な判決が下されるようになってきた。特に最近憲法裁判所による弾劾裁判に関する議論の中でも指摘されているのが、司法府内部の研究会の存在である。特に注目されているのが「ウリ法研究会」という研究会である。この研究会はすでに解散しているが、進歩的な思想を持った裁判官の集まりと評価されており、現在の大統領弾劾裁判でも与党院内代表が、「憲法裁判官8名中3名がウリ法研究会出身と明らかになっており、憲法裁判所ではなく『ウリ法裁判所』という批判まで出ている」¹⁷⁾として、「偏向裁判」になる可能性があるとは指摘している。このような司法府内部の研究会は複数あると言われており、本稿で扱った一連の判決の「多様性」にも影響を与えていると考えられる。韓国司法の変化に関する分析は、今後の課題としたい。

参考文献

- 「2013 다 61381」(大法院 2018 年 10 月 30 日)
- 「2015 가합 13718」(ソウル中央地方裁判所 2021 年 6 月 7 日)
- 「2017 가단 5042169」(ソウル中央地方裁判所 2021 年 8 月 11 日)
- 「2023 비단 5」(光州地方裁判所 2023 年 8 月 16 日)
- 「2016 헌마 253」(憲法裁判所 2019 年 12 月 27 日)
- 「2016 가합 505092」(ソウル中央地方裁判所 2021 年 1 月 8 日)
- 「2016 가합 505092」(ソウル中央地方裁判所 2021 年 3 月 29 日)
- 「2016 가합 580239」(ソウル中央地方裁判所 2021 年 4 月 21 日)
- 「한겨레」HP
- 「外務省」HP
- 「외교부」HP
- 「Ohmynews」HP

17) https://www.ohmynews.com/NWS_Web/View/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0003100239&fbclid=IwY2xjawIOgNVleHRuA2FlbQIxMQABHde7FFrX6eiRJFAQXoghP69TCbBiugBJdVimT5m-sjwVx4E9TJuNcCUQ0Q_aem_ybXpZXjE7shstEcIDYdBAw (2025 年 1 月 31 日閲覧)